

議案第 2 1 号

東近江市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正 する条例の制定について

東近江市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり
制定する。

令和 3 年 3 月 1 日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正 する条例

東近江市市道の構造の技術的基準を定める条例（平成 2 4 年東近江市条例第 4 4 号）
の一部を次のように改正する。

第 5 条第 7 項、第 1 0 条第 4 項、第 4 3 条第 3 項及び第 4 4 条第 2 項中「第 4 1 条
第 1 項」を「第 4 2 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

道路構造令の一部改正に伴い、本市条例の一部を改正する必要性が生じたため、本議案を提出するものである。